

埼玉県U-12サッカー連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、埼玉県U-12サッカー連盟と称する。

(事務所)

第2条 この連盟の事務所は、会長の定めるところに置く。

第2章 目 的

(目的)

第3条 この連盟は、公益財団法人埼玉県サッカー協会の統制のもと、育成年代（12歳以下：以下同じ。）及びその指導者を対象に、サッカーの普及・振興及び強化をはかり、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3章 事 業

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 育成年代サッカーの技術研究、指導者養成に関すること。
- (2) 育成年代サッカーの環境整備に関すること。
- (3) この連盟の目的達成に必要な育成年代サッカー関係他団体の事業への支援、受託等に関すること。
- (4) 県を代表する選手並びに役員を選出に関すること。
- (5) この連盟が主催、主管する大会の公式記録の作成及び広報に関すること。
- (6) 国内外との育成年代サッカーの交流に対するサービスに関すること。
- (7) その他、この連盟の目的達成に必要な事業に関すること。

(事業年度)

第5条 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 構 成

(構成)

第6条 埼玉県に本拠地を置き、公益財団法人日本サッカー協会第4種に登録している団体で、この連盟の目的に賛同し、第19条に定める連盟費を納入したチーム（以下「加盟チーム」という。）をもって構成する。

(新規加盟・登録情報の変更)

第7条 新たにこの連盟へ加盟するチームは、公益財団法人日本サッカー協会への登録とともに、事前にこの連盟へ必要情報を書面により報告の上、この連盟の会長の承認を得

ること。

- 2 加盟チームは登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに書面により変更申請を行うこと。

(地区協議会)

第8条 加盟チームは、次の区分により地区協議会に所属するものとする。

(1) 東部地区協議会

春日部市 加須市 行田市 久喜市 越谷市 幸手市 白岡市 草加市 蓮田市
羽生市 三郷市 八潮市 吉川市 杉戸町 松伏町 宮代町

(2) 西部地区協議会

入間市 川越市 坂戸市 狭山市 鶴ヶ島市 所沢市 飯能市 東松山市 日高市
富士見市 ふじみ野市 小川町 越生町 川島町 ときがわ町 滑川町 鳩山町
三芳町 毛呂山町 吉見町 嵐山町

(3) 南部地区協議会

さいたま市 上尾市 朝霞市 桶川市 川口市 北本市 鴻巣市 志木市 戸田市
新座市 和光市 蕨市 伊奈町

(4) 北部地区協議会

熊谷市 秩父市 深谷市 本庄市 小鹿野町 神川町 上里町 長瀨町 美里町
皆野町 横瀬町 寄居町 東秩父村

(5) 少女協議会

少女のみで構成されたチーム

第5章 役員及び評議員

(役員)

第9条 この連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 会長 (理事に含む) | 1名 |
| (2) 副会長 (理事に含む) | 2名以内 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 理事 | 25名以上35名以内 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第10条 前条に定める役員を選出方法は、次のとおりとする。

(1) 理事は、各地区からの推薦を受け、理事会において選出する。

ただし、この連盟の事業を円滑に推進するため必要と認める場合は、会長が学識経験者の中から適任者を推薦し、理事会において選出することができる。

(2) 各地区の推薦理事数については、次のとおりとする。

東部地区	5名以内
西部地区	5名以内
南部地区	8名以内

北部地区 6名以内
少女 1名
技術担当 5名

- (3) 監事は、東部地区、西部地区、南部地区、北部地区、少女から任期ごとに、順次2地区から推薦される。
- (4) 会長、副会長、理事長は、理事の互選により選出する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この連盟を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づきこの連盟の業務を総括する。
- (4) 理事は、この連盟の業務を執行するとともに、専門委員会に所属し、各分野の事業を遂行する。
- (5) 監事は、この連盟の会計を監査し、監査報告を行う。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員を辞するとき、理事会の承認を得なければならない。
- 3 任期途中で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第13条 この連盟に評議員を置く。

- 2 評議員は、さいたま市から2名、その他の市・郡、少女から1名の推薦を受ける。
- 3 評議員の仕事は、前条の規定を準用する。

第6章 顧問

(顧問)

第14条 この連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

第7章 会議

(評議員会)

第15条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について議決する。
- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (4) 役員の仕事に関すること。

(5) その他必要と認められる事項に関すること。

- 3 評議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に評議員会を開催することができる。
- 4 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。
- 5 評議員会の開催通知並びに評議員会で審議する議案については、2週間前までに事前に通知しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席によって成立する。ただし、やむを得ない理由のために評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決するか、他の評議員を代理として委任することができる。この場合、その評議員は出席したものとみなす。
- 7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代表委員会)

第16条 代表委員会は、会長、副会長、理事長、専門委員長及び各地区代表委員をもって構成する。

- 2 代表委員会は、この連盟の事業の全般計画、緊急の事項及び理事会に提出する事項について審議する。
- 3 代表委員会は、年3回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
なお、会議の開催通知並びに代表委員会で審議する議案については、2週間前までに事前に通知しなければならない。
- 4 代表委員会の議長は、会長とする。
- 5 代表委員会は、委員の2分の1以上の出席によって成立する。
- 6 やむを得ない理由のために代表委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された議案について、書面もしくは電磁的方法をもって表決するか、他の委員を代理として委任することができる。この場合は、その委員は出席したものとみなす。
- 7 代表委員会の議事は、出席した代表委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第17条 理事会は、理事をもって構成し、会長はこれを運営する。

- 2 理事会は、以下について審議・議決し、執行するとともに、評議員会に提出する事項を選定し審議する。
 - (1) この連盟の事業の具体的事項
 - (2) この連盟の運営にかかる規程の制定改廃
- 3 理事会は、年2回以上開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

なお、会議の開催通知並びに理事会で審議する議案については、2週間前までに事前に通知しなければならない。

- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 理事会は、理事の2分の1以上の出席によって成立する。
- 6 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案について、書面もしくは電磁的方法をもって表決するか、他の理事を代理として委任することができる。この場合は、その理事は出席したものとみなす。
- 7 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第18条 この連盟に、事業を円滑に推進するため次の専門委員会を置く。

その活動内容については、別紙にこれを定める。

- (1) 総務委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) 技術委員会
 - (4) 審判委員会
 - (5) キッズ委員会
 - (6) 財務委員会
 - (7) フェアプレー・規律委員会
- 2 審判委員会及びキッズ委員会を除く専門委員会の委員は、第9条に定める理事で構成する。
 - 3 専門委員会の委員及び委員長は、会長の推薦を受け、理事会において選出する。

第9章 会計及び書類

(収入の範囲)

第19条 この連盟の収入は次の通りとする。

- (1) 連盟費
 - (2) 公益財団法人埼玉県サッカー協会助成金
 - (3) その他の収入
- 2 前項に定める連盟費は1チームあたり年額3,000円とし、加盟チームはこの連盟の指定する日までに納入するものとする。

(会計処理)

第20条 この連盟の会計処理については、別に定める会計規程による。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第21条 この連盟は、次の書類及び帳簿を、別に定める期間、所定の場所に保存する。

- (1) 規約及び規程
- (2) 役員名簿
- (3) 登録団体一覧表

- (4) 事業報告及び事業計画
 - (5) 会計規程に定める帳簿書類
 - (6) 第7章に定める会議の議事録
 - (7) 第8章に定める専門委員会の活動報告
 - (8) その他評議員会または理事会が必要と認める書類
- 2 前項の書類及び帳簿の内容、並びに保存期間については、別に定める「文書保存規程」による。
 - 3 前項の書類及び帳簿の保存は、「文書保存規程」に従い行わなければならない。

第10章 補 則

(規約の変更)

第22条 この規約を変更する場合は、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規約は、平成10年6月20日から改正、施行する。
- 3 この規約は、平成17年6月25日から改正、施行する。
- 4 この規約は、平成18年6月24日から改正、施行する。
- 5 この規約は、平成19年6月23日から改正、施行する。
ただし、第4条第3号及び第5条については、平成19年6月23日から試行し、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、平成21年6月28日から改正、施行する。
- 7 この規約は、平成22年6月26日から改正、施行する。
ただし、第6条第1号は平成22年3月23日から、第17条第2項については、平成23年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成23年6月24日から改正、施行する。
- 9 この規約は、平成26年6月28日から改正、施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日から改正、施行する。

別紙

各委員会の活動については、次にこれを定める。

(1) 総務委員会

- ① 総務、企画、顕彰及び広報（ホームページの管理を含む）に関すること。
- ② 施設に関する情報収集及び提供に関すること。
- ③ チーム及び選手の登録に関すること。
- ④ 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- ⑤ その他の委員会に属さないこと。

(2) 競技委員会

- ① 第4種委員会主管の競技会の立案に関すること。
- ② 上記競技会の事項と試合の監理に関すること。
- ③ 各種競技会の記録の作成、整理及び保存に関すること。

(3) 技術委員会

- ① サッカーの普及と選手の発掘、育成及び強化に関すること。
- ② トレーニングセンターの運営に関すること。
- ③ 指導者の養成及び資質向上に関すること。
- ④ その他技術指導に関すること。

(4) 審判委員会

- ① 審判員及び審判指導者の養成に関すること。
- ② 公式競技会への審判員の派遣に関すること。
- ③ 審判講習会及び研修会に関すること。

(5) キッズ委員会

- ① JFAキッズプログラムの推進、エリート養成システムの確立に関すること。
- ② JFAキッズサッカーフェスティバルの実施に関すること。
- ③ 巡回指導の実施に関すること。
- ④ キッズリーダー養成に関すること。

(6) 財務委員会

- ① この連盟の収支予算（案）及び決算の作成に関すること。
- ② 第4種委員会主管の競技会の会計管理に関すること。
- ③ その他財務及び経理に関する重要事項の審議及び立案に関すること。

(7) フェアプレー・規律委員会

- ① 公益財団法人埼玉県サッカー協会フェアプレー・規律委員会との連携に関する

こと。

- ② 第4種委員会主管の競技会のフェアプレー・規律委員会の組成等に関すること。
- ③ ウェルフェアオフィサーの設置と活動の推進に関すること。
- ④ フェアプレーの推奨に関すること。